

大阪府後期高齢者医療広域連合における  
後期高齢者医療制度の運営について

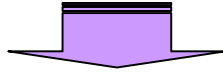
平成 2 0 年 6 月

<制度創設の背景>

老人保健制度における財政運営

<p>公費 約5割</p> <p>国4：都道府県1：市町村1</p>	<p>老健拠出金 約5割</p>
<p>窓口負担</p>	

※平成14年9月までは、公費3割、老健拠出金7割の負担割合であったが、同年10月から平成18年9月までの間に、老健拠出金の負担割合を段階的に5割まで低減。

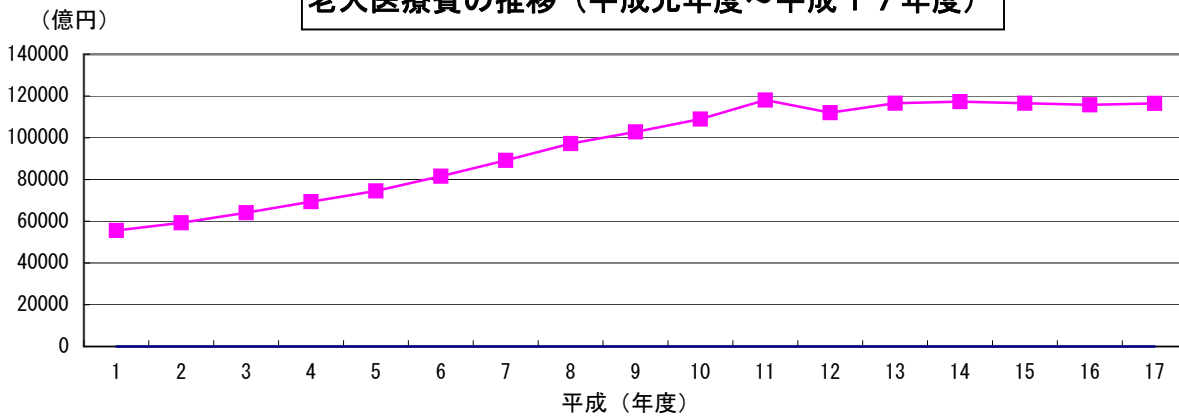


後期高齢者医療制度における財政運営

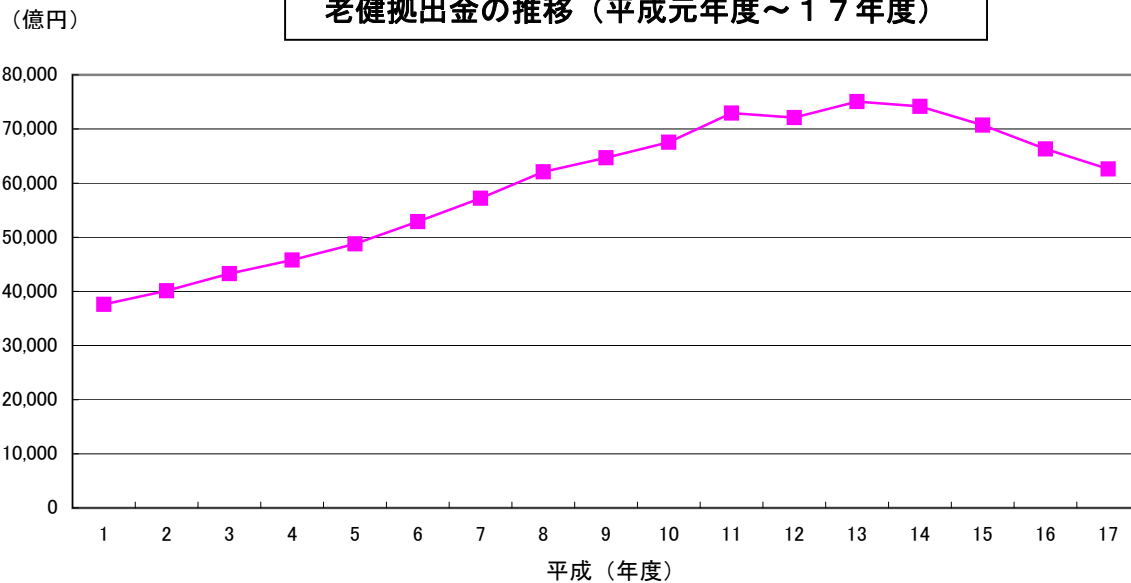
<p>公費 約5割</p> <p>国4：都道府県1：市町村1</p>	<p>後期高齢者支援金 約4割 (若年者の保険料)</p>
<p>高齢者の保険料 約1割</p>	
<p>窓口負担</p>	

(参考)

老人医療費の推移 (平成元年度～平成17年度)



老健拠出金の推移 (平成元年度～17年度)



## I. 制度の枠組み

### 1. 被保険者数及び医療給付費の見込み

○被保険者数：平成20年度 751,795人  
平成21年度 789,269人

○医療給付費：平成20年度 6,477億5,602万円  
平成21年度 7,462億1,493万円

### 2. 保険料の算定方法

#### (1) 保険料算定の仕組み

保険料率は、法令に定める算定基準に従い、条例により定めている。概ね2年間を通じて、財政の均衡を保てるものとして設定。

保険料の賦課総額は、平成20年度及び21年度の後期高齢者医療に要する費用の合算額から、国・府・市町村の負担金等の収入を差し引いた額を予定保険料収納率で除した額となる。

平成20年度及び21年度の2カ年の後期高齢者医療に要する費用の合算額は、次のとおり。

給 付 費 等 総 額	①	医療給付費総額	20年度	6,477億5,602万円
			21年度	7,462億1,493万円
	②	財政安定化基金拠出金	20年度・21年度	12億5,206万円
	③	保健事業に要する費用	20年度	7億2,960万円
			21年度	7億7,452万円
	④	審査支払手数料の額	20年度	19億5,823万円
			21年度	23億713万円
	⑤	その他の費用	20年度	23億2,925万円
			21年度	24億7,210万円
	計			1,405,793,878,924円(A)

①20年度の給付費総額は、18年度老人医療費給付費額6,742億7,760万円に、伸び率として4.8%を乗じて見込んでいる。21年度の給付費総額は20年度見込額に伸び率5.6%を乗じて見込んでいる。伸び率は、いずれも国の示した基準のとおり。

②20年度及び21年度の給付費見込総額に安定化基金拠出率0.0009を乗じて見込んでいる。【財源 国1/3 府1/3 広域連合(保険料負担)1/3】

※「財政安定化基金」は、保険料の収納不足や大幅な給付費の増加に伴う財源不足に対して、資金の貸付・交付を行うために、都道府県に設置されるもの。

③広域連合では、特定健診に準じ、被保険者を対象として、健康診査を実施する。健診の想定単価を5,300円とし、20年度及び21年度の受診見込数(約18パーセント)を乗じて見込んでいる。

※健康診査については、自己負担は不要。

④審査支払機関への診療報酬審査支払手数料の想定単価を96円とし、レセプト見込件数を乗じて見込んでいる。

⑤葬祭費5万円に支給見込件数を乗じて見込んでいる。

国・府・市町村の負担金等の収入の総額は次のとおり。

国庫負担金等収入総額	1,251,104,264,281 円 (B)
------------	-------------------------

※医療給付費総額のうち、保険料で負担するのは、原則としてその1/10の額。ただし、普通調整交付金により、全国の広域連合の所得格差が調整されることになっているため、全国と比較して被保険者の所得水準が高い大阪府は、調整交付金が減額され、その分が保険料の所得割部分に加算されることとなる。

(大阪府の**所得係数**は、全国を1とした場合に、**1. 1396**となっている。)

費用の総額 (A) から収入総額 (B) を差し引いた額を予定保険料収納率 (99パーセント) で除する。

**{ (A) - (B) } ÷ 予定保険料収納率 ……………▶ 保険料の収納不足分を加算**

以上が2ヵ年分となるため、これを2で除し、保険料の減免見込み分 (単年度42,118,975円) を加算した額が、賦課総額となる。

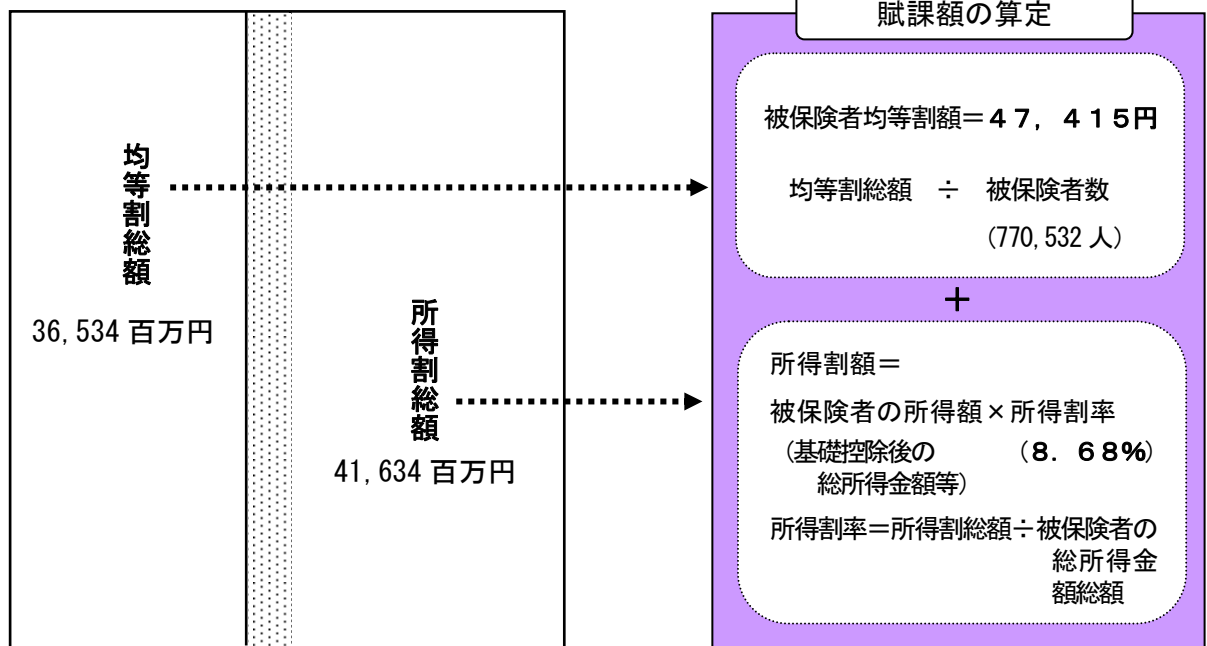
**保険料賦課総額(平均) 78,168,186,977円**

(2) 保険料の算定

賦課総額をもとに、保険料の被保険者均等割額及び所得割率を算定する。

**均等割総額と所得割総額の内訳**

78,168 百万円



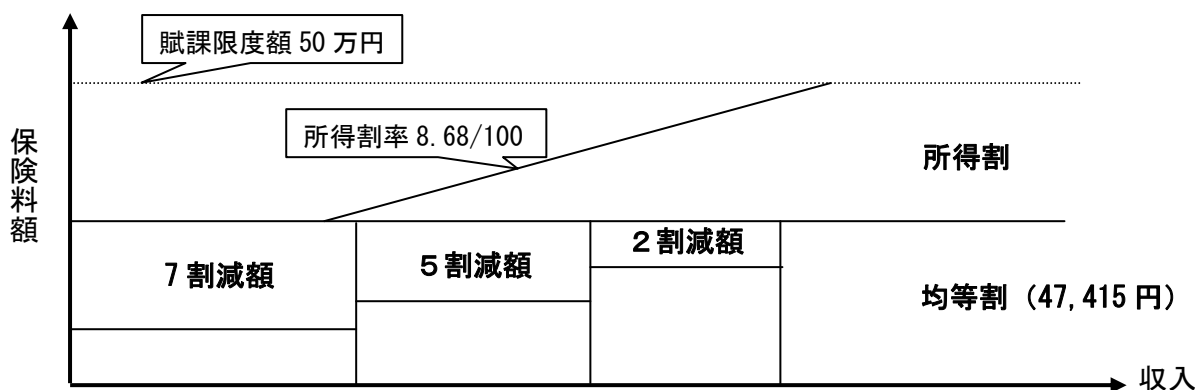
**1 : 1. 1396 (所得係数)**

所得係数 = 広域連合 1 人当たり所得 ÷ 全国 1 人当たり所得

(3) 保険料の賦課限度額について

被保険者が負担する保険料の上限額は、50万円。

これは、国保の賦課限度額（現行56万円）の水準を参考に、所得の高い方には、国保の限度額と同程度までの負担を求めることにより、中間所得層の負担を抑制しようとするもの。



(4) 保険料の軽減について

①所得の低い方に対する軽減措置について

所得の低い世帯に属する被保険者については、被保険者均等割額が軽減される。被保険者本人と世帯主及び同一の世帯に属する他の被保険者の総所得金額が、次表の基準額以下の場合に、それぞれに応じた割合で軽減される。

世帯（同一世帯内の被保険者と世帯主）の総所得金額等	軽減割合
基準額 = 【基礎控除額（33万円）】を超えないとき	7割
基準額 = 【基礎控除額（33万円）+24.5万円×被保険者数（被保険者である世帯主を除く）】を超えないとき	5割
基準額 = 【基礎控除額（33万円）+35万円×被保険者数】を超えないとき	2割

※国民健康保険と同様、当分の間、年金収入につき公的年金等控除を受けた65歳以上の方については、公的年金等に係る所得金額から15万円を控除することができる。

※基礎控除額等の数値については、今後の税法改正等によって変動することがある。

②被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減措置

後期高齢者医療制度の被保険者資格を取得する日の前日において、被用者保険の被扶養者であった方については、激変緩和を図るため、資格取得した日の属する月以降2年間は、所得割額は課されず、被保険者均等割額についても5割軽減される。

**ただし、平成20年度においては、特例として、平成20年4月から9月までの6ヶ月間は、保険料の負担はない。また、10月から平成21年3月までの6ヶ月間は被保険者均等割額の軽減割合が9割となる。**

①及び②により減額された保険料については、府3/4、市町村1/4の負担により公費が繰り入れられる。

なお、②のただし書きに係る部分（平成20年度における特例措置）については、全額国費により公費が繰り入れられる。

(5) 保険料の減免（徴収猶予）について

(4)の①及び②は、政令の基準に基づく保険料軽減だが、このほかに、特別の事情により保険料の納付が困難になった方を対象に、条例上の独自の保険料減免を行う。保険料の減免の事由は、次のとおり。

① 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、被保険者が主たる居住の用に供している住宅、被保険者の家財その他の財産について著しい損害を受けたとき。

② 被保険者又は連帯納付義務者の収入が事業の不振、休業若しくは廃止又は失業等の理由により著しく減少したとき。

③ 被保険者が、刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されたとき。これらと同様の事由により、保険料の全部又は一部を一時に納付できないと認められた場合には、納付できない金額を限度に徴収が猶予される。猶予期間は6ヶ月以内。なお、本減免に要する経費は、全額保険料により措置される。

(6) 平成20年度及び21年度における保険料  
被保険者均等割額及び所得割率は次のとおり。

被保険者均等割額：47,415円	所得割率：8.68%
------------------	------------

なお、被保険者一人当たりの平均保険料額は次のとおり。

○一人当たりの平均保険料額（年額）				
均等割額 47,415円	+	所得割額 54,034円	=	合計 101,449円
○軽減後の一人当たり平均保険料額（年額）				
均等割額 34,032円	+	所得割額 54,034円	=	合計 88,066円
○厚生年金の平均的な年金額（201万円）の受給者の場合（年額）				
均等割額 37,932円	+	所得割額 41,664円	=	合計 79,596円
※単身世帯（均等割額が2割軽減）				

(7) 府内市町村国保との保険料比較（資料1）

### 3. 保健事業について

後期高齢者の健康の保持増進を図り、ひいては医療費の適正化に資するため、被保険者を対象に、健康診査を実施する。健診項目は次のとおり。

(基本項目)

- ①問診 (服薬歴、喫煙歴等)
- ②身体測定 (身長、体重、BMI)
- ③理学的検査 (身体診察)
- ④血圧 (収縮期血圧、拡張期血圧)
- ⑤血中脂質検査 (中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール)
- ⑥肝機能検査 (GOT、GPT、 $\gamma$ -GTP)
- ⑦血糖検査 (空腹時血糖、ヘモグロビンA1c)
- ⑧尿検査 (糖、蛋白)

(詳細健診項目) ※医師の判断により実施

- ①貧血検査 (赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値)
- ②心電図検査
- ③眼底検査

上記健診項目は、40歳以上74歳までの者を対象に医療保険者に実施が義務付けられた特定健診とほぼ同等の項目としている。

被保険者は、被保険者証と資格取得後に送付される受診券を健診機関に持参し、無料で健診を受けることができる。

市町村においては、上記健診項目以外の上乗せ健診項目を実施しているところもあり、このような市町村にあっては、当該市町村内の健診機関で受診される場合に限り、上乗せ項目の受診も可能となっている。

後期高齢者に対する健診は、法律上は、特定健診と異なり努力義務とされているが、実際には、全広域連合で実施される。

他の広域連合においては、市町村への委託あるいは補助の形式で実施する形態をとる団体が大多数を占めるが、本広域連合においては、広域連合が直接実施する形態をとっている。

市町村における上乗せ健診項目や介護保険法の生活機能評価の同時実施を含め、効率的な事務運営を行う観点から、事業実施形態については、今後、引き続き市町村と意見交換を進めていく予定である。

長期的な観点からは、貴重な保険料財源を費やして実施する健診事業の医療費適正化に対する貢献度等について、分析検討を行うことが重要であると認識している。

平成20年度後期高齢者医療特別会計予算(医療給付関係)

(歳出)

百万円

療養給付費(高額療養費を含む) 647,756	葬祭費 2,329	審査支払手数料 1,958	基金積立金 5,387	特別高額医療費共同事業拠出金 6,123
----------------------------	--------------	------------------	----------------	-------------------------

健康診査費  
730

財政安定化基金拠出金  
626

(歳入)

百万円

保険料等負担金 77,387	市町村負担金 50,027	府負担金 51,500	国庫支出金 196,592	支払基金交付金 282,820	特別高額医療費共同事業交付金 6,123
-------------------	------------------	----------------	------------------	--------------------	-------------------------

保険料軽減措置分

定率負担分

定率負担分  
高額医療費負担金

定率負担分  
高額医療費負担金  
調整交付金  
健康診査補助金

第三者納付金等  
460



## Ⅱ. 制度施行時における状況

### 1. 制度広報について

時 期	内 容
平成19年 7月	○制度周知パンフレットの作成 約130万部 市町村、関係団体等に配付 ○制度周知ポスターの作成 35,000枚 市町村、保険医療機関等に配付
平成20年 1月	○制度開始に係るお知らせのパンフレット 約73万人の被保険者対象者に個別送付
3月	○被保険者証の変更に係るポスター 31,000枚 医療機関等に配付 ○被保険者証に制度のしおりを同封

※各市町村においては、自治会等を対象に説明会等を随時開催。

### 2. 府民からの問合せへの対応

○電話回線の増設 12回線 ⇒ 29回線

○コールセンターの設置

・平成20年3月上旬～4月末 派遣職員10名

・平成20年5月下旬～8月下旬 派遣職員10名

○休日電話相談の実施

・4月26日（土）及び27日（日）

・7月19日（土）及び20日（日）（予定）

○問合せの主な内容（資料2）

### 3. 被保険者証の送付

制度当初の被保険者対象者に対しては、3月中旬以降、順次市町村から配達記録により送付した。確実に本人に送付するとともに、住民票所在地に居住実態のあることを確認する必要があるため、配達記録でかつ、転送不可として送付したものである。

また、本広域連合においては、証発行管理システムを構築し、配達完了や返戻等、全ての証について現状を管理している。一定の未着が発生したが、返戻された証は、各市町村において、お知らせ文の郵送（普通郵便）、電話、訪問等により個別対応でお届けするよう、未着件数の減少に努めている。

#### <被保険者証未着件数の推移>

時期	4/9	4/14	4/17	4/21	4/24	4/28
件数	14,650	6,525	5,717	5,146	4,465	2,128
時期	5/1	5/8	5/15	5/22	5/29	
件数	1,899	1,637	1,337	1,222	1,119	
時期	6/5	6/12				
件数	1,062	1,025				